

【公開資料】

第35回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年5月26日（金曜日）午後4時から4時20分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席11名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席8名／定数9名）
会 長 神谷昌明
農業委員 藤浦利吉 市古昭子 黒田 実
三島孝二 金子さか江 長谷部実
山中力四郎 加藤浩孝 角谷正子
鳥居勝行
農地利用最適化推進委員
原田孝司 磯貝孝弘 金原節子
下島良一 杉浦孝明 近藤正孝
藤関弘之 永坂邦男
4. 欠席委員（農業委員0名、農地利用最適化推進委員1名）
石川清勝
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の選定について
第2（1）議案について (24件)
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の件 2件
議案第2号 農用地利用集積計画の件 21件
議案第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する
指針の改定について 1件
（2）報告事項について (21件)
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 3件
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 8件
報告第3号 農地法第18条第6号の規定による届出の件 4件
追加報告
報告第4号 生産緑地あっせん願の件 2件
報告第5号 生産緑地あっせん不成立の件 4件
6. 事務局・説明員
次 長 牧 勝彦 課長補佐 小林圭介 担当係長 松井佑未子
主 事 片山大輔

7. 議事とその結果

事務局 皆さん、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまより「第35回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。17番委員より欠席の届け出がありました。よって、農業委員11名・推進委員8名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会は成立していますことをご報告いたします。

会 長 それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は会長にお願いします。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 それでは、6番委員、7番委員にお願いします。

会 長 次に、日程第2の議事に入ります。
議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請の件、県許可についてです。

事務局 1ページをお開きください。議案第1号、農地法第5条の規定による県知事許可の申請の件についてです。
受付番号1852番。〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇さん 及び
〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇さん から
◎◎町◎丁目◎◎番地、◎◎◎◎さんへ、
××町×丁目××番× 田 999㎡
同じく ××番× 田 512㎡
同じく ××番× 田 1,207㎡ につきまして
賃貸借権の設定で診療所、建築面積393.80㎡、建ぺい率14.48%です。
申請理由としましては、「地域に寄り添った診療がしたいという思いがあり、独立開業するに際して、整形外科が少ない地域を調査したところ、当地一帯が候補地となり、市街化区域には適当な土地がなかったため、許可条件の整った申請地を選定しました」とのことです。
申請地は4月13日付けで農用地区域からの除外公告がされており、農地区分は「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地」に相当していることから、第1種農地と考えます。第1種農地とは「良好な営農条件を備えている農地」であり、「原則として転用許可することができない」区域にあたりますが、「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は例外的に許可できることになっています。本申請は、診療所の建築であり、集落に接続しているため、許可しうると考えます。
また、申請書には明治用水土地改良区、碧南市土地改良区、油ヶ渕悪水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしとの意見となっております。
以上の様に、農地法第5条第1項の許可の要件を全てみたしていると考えます。
なお、5月9日に、西端地区の会長と16番委員、事務局で現場確認を実施しました。

地図は24ページ、配置図は25ページにあります。

続いて受付番号1853番。〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇さん から

◎◎町◎丁目◎◎番地、◎◎◎◎さんへ、

××町×丁目××番× 田 429㎡ につきまして

賃貸借権の設定で調剤薬局、建築面積84㎡、建ぺい率19.55%です。

申請理由としましては、「碧南市北部で開業予定のある医師からの門前薬局開業の打診及び医療コンサルからの紹介を受け、診療所からの至近の場所に位置する申請地を選定しました。」とのことです。

申請地は4月13日付けで農用地区域からの除外公告がされており、農地区分は「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地」に相当していることから、第1種農地と考えます。第1種農地とは「良好な営農条件を備えている農地」であり、「原則として転用許可することができない」区域にあたりますが、「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」は例外的に許可できることになっています。本申請は、調剤薬局の建築であり、集落に接続しているため、許可しうると考えます。

また、申請書には明治用水土地改良区、碧南市土地改良区、油ヶ渚悪水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしとの意見となっております。

以上の様に、農地法第5条第1項の許可の要件を全てみたしていると考えます。

なお、5月9日に、西端地区の会長と16番委員、事務局で現場確認を実施しました。地図は24ページ、配置図は25ページにあります。

会 長

ありがとうございました。

只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

まず、私から報告します。

会 長

現状は昨年の稲の収穫からそのままで多少の草生えはあるものの多少の草生えはあるものの、問題ないと考えます。続いて、16番委員をお願いします。

16番

会長が言われるように問題ないと考えます。

会 長

ありがとうございました。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会 長

よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場

(「異議無し」の声)

会 長

異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

2ページをお開きください。議案第2号、農用地利用集積計画の件についてです。

こちらは、一覧表にて説明します。

相対による貸借権設定は、合計件数16件、合計面積30,332㎡です。内訳は、田

1, 199㎡、畑29, 133㎡です。

続きまして、愛知県農業振興基金への転貸による賃借権設定です。こちらは、農地中間管理事業によって、農地の出し手から公益財団法人愛知県農業振興基金へ利用権の設定を行うものです。

合計件数5件、合計面積10, 194㎡です。内訳は、田10, 194㎡です。

以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の、第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

第2号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である

イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。

ロ、耕作等に必要なる農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会 長 ありがとうございます。

全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。4番委員の案件を先決します。

会 長 4番委員の案件は、受付番号1855番、1860番、1864番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

4番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、4番委員関連の受付番号1855番、1860番、1864番は、原案のとおり決定しました。

会 長 続きまして、12番委員の案件を先決します。

会 長 12番委員の案件は、受付番号1873番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

12番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、12番委員関連の受付番号1873番は、原案のとおり決定しました。

それでは、先決4件を除く17件について、質疑に入ります。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

会 長 次に議案第3号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

15ページをお開きください。

議案第3号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂についてです。

こちらは、別紙にて説明いたします。

網掛けで示した箇所が修正部分で、そのなかの下線部分が文言の追加、取消線部分が文言の削除を行う部分となっています。

今回の改訂は、令和5年4月1日に改正されました農業委員会等に関する法律に合わせて、文言の修正を行うものです。

全国農業会議所から示された改訂版に倣って修正しており、今回の指針の改訂により、最適化の推進方法及び評価方法に変更となる点はありませんので、各修正部分の説明は省略させていただきます。

なお、指針の中に示されている各項目の具体的な目標年度と目標数値につきましては、今年度中に碧南市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が改訂される予定があるため、その改定内容に合わせて設定していく予定です。また、令和4年度の目標の達成状況と評価につきましては、6月の議案とする予定となっています。

以上です。

会長

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議場

(「異議無し」の声)

会長

異議もございませんので、議案第3号は原案のとおり決定しました。

会長

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件、3件。報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件、8件。報告第3号、農地法第18条第6号の規定による通知の件、4件。

追加報告 報告第4号生産緑地あつせん願の件、2件。報告第5号、生産緑地あつせん不成立の件、4件。合計21件、一括報告してください。

事務局

(報告)

会長

ありがとうございました。

只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

会長

それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。

会長

続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。

会長

無いようですので以上をもちまして、第35回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後4時20分閉会～